

天理市上下水道局における女性職員の活躍の推進に関する特定事業
主行動計画（第2期行動計画）

令和3年4月1日策定

天理市上下水道局（以下「局」という。）における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、天理市上下水道事業の管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

局では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、天理市上下水道局労働安全衛生委員会において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うものとする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、女性職員の活躍を推進するため、第1期行動計画に引き続き、次のとおり目標を継続し設定する。

- (1) 本計画期間中、職員の超過勤務を月20時間以下とする。
- (2) 本計画期間中、3歳に満たない子のある職員の超過勤務を月10時間以下とする。なお、深夜に係る超過勤務は、天理市上下水道局職員就業規則第24条の2の規定によるものとする。
- (3) 本計画期間中、職員の年次休暇の取得率を、60%以上とし、3歳に満

たない子のある職員については、80%以上とする。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

前項で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

- (1) 出産・育児に関する休暇及び超過勤務の制限に関する届出等の制度について、職員へ周知を行う。(平成28年度から実施)
- (2) 毎週水・金曜日の定時退庁日に、所属長から各職員に早期退庁を勧奨する。(平成28年度から実施)
- (3) 職員の業務分担の見直しを行い、各職員の業務量の平準化を図る。
(常時見直しを行なう)
- (4) 年次休暇及び特別休暇の取得を促進するため各職員への徹底を図る。
(平成28年度から実施)
- (5) ワークライフバランス推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場づくりを実施する。(常時見直しを行なう)